

**給与支払報告
特別徴収**

に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、異動月の翌月10日までに提出してください。

○○年 9月 10日 提出 (あて先) 飯田市長		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地 〒395-8501 飯田市 大久保町○○○○○	特別徴収義務者指定番号 7654321	
フリガナ シミンゼイ ハナコ			氏名又は名称 株式会社 ○ ○	連絡先の係、氏名及び電話番号 係 経理係 氏名 税務 花子 電話 (0265) 22 - 4511	
個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 9 8 7			給与所得者 フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 1月1日の住所 現住所	(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000 円 (イ) 徴収済額 35,600 円 (ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 104,400 円	異動の事由 (下記から選択して○で囲む) 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 ※「9. その他」を選択された場合、次の理由の中からいずれかの理由を必ず選択してください。
異動年月日 × × ・ 8 ・ 31			異動後の未徴収税額の徴収 ① 特別徴収継続 2. 一括徴収 ※残額を退職者から全額徴収し、事業所が納入す 3. 普通徴収 ※残額を退職者本人が納入する	退職した年の1月から退職時までの給与支払額 1,200,000 円 控除社会保険料額 60,000 円	

転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。

◎給与支払者について一括徴収する場合は、下記の欄にも記入してください。

一括徴収した税額は__月分(__月 __日納期限分)に納入します。	※地方税法により、1月1日から4月30日までの退職者については、一括徴収が義務づけられています。この期間中は異動者印不要です。※死亡による退職の場合は時期に関わらず一括徴収はできません(普通徴収へ切り替えます)。
徴収(予定)額(ウ) _____	1(普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者) 2(普C) 給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が93万円以下) 3(普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない) 4(普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)

新しい会社で特別徴収を開始できる月とその月割額を記載します。

◎転勤等による特別徴収届出書()に記入し、飯田市に提出してください

新しい勤務先では 月割額 11,600 円を	新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。) 9 8 7 6 5 4 3	受給者番号 (受給者番号とは、給与事務にあたり各事業者が独自に付す番号のことで)	1234
9 月分から徴収し、納入する。	新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 〒395-8501 飯田市座光寺○○○	連絡先の係、氏名及び電話番号	係 経理係 氏名 特徴 明子 電話 (0265) 22 - 2222
給与支払期日	フリガナ 氏名又は名称 有限会社 △ △ △		

※この用紙が不足する場合はコピー又は、飯田市公式ウェブサイトよりダウンロードしてお使いください。